

男女共同参画で輝く暮らし、豊かなふれあい

「仕事と暮らしのベストバランスを求めて」

平成29年度に実施した「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「ワーク・ライフ・バランス」の意味について、4割以上の人が「知らない」と回答されました。
わたしたちがワーク・ライフ・バランスを実現するために何が必要かを考えてみませんか。

ワーク・ライフ・バランスとは…

仕事と生活の調和を図ることを言います。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることです。

なぜ「ワーク・ライフ・バランス」が必要なの？

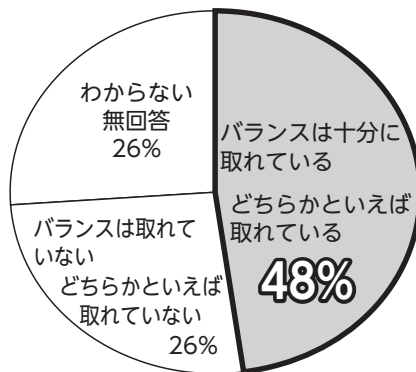
わたしたちの身のまわりでは、「安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない」、「仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない」、さらに「仕事と子育てや介護との両立に悩んでいる」など、仕事

と生活の間で問題を抱える人がいます。これが将来への不安や、豊かさが実感できないことへの大きな要因になっているのではないのでしょうか。これを解決する取り組みの一つにワーク・ライフ・バランスの実現があります。

現状は？

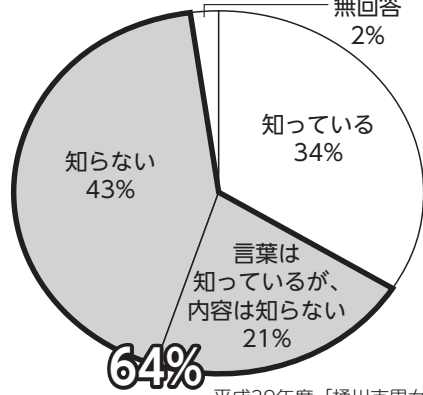
平成29年度「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、仕事と生活の調和が取れていると回答した人が半数近くいるものの(下記図1)、「ワーク・ライフ・バランス」の言葉は知っているが、内容は知らない(図2)と回答した人が半数以上いました(図2)。つまり、ワーク・ライフ・バランスの認識には個人差があるという現状がわかります。

図1 ワーク・ライフ・バランスはどれくらい実現されていますか？



平成29年度「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」より

図2 ワーク・ライフ・バランスを知っていますか？



内閣府の調査によると、6歳未満の子どもを持つ夫が育児をする時間の平均は49分(平成30年版男女共同参画白書)と低い結果が出ています。この原因の一つに、長時間労働に

よって家事や育児に協力できない現状があるのではないのでしょうか。

あなたにとっての男女共同参画を考えてみませんか

平成30年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」でした。このテーマは、スポーツだけではなく、子育て、介護、地域活動、自己啓発など、あらゆる機会の中で男女が共に心豊かな生活を送るためには大切な考え方ではないでしょうか。充実した生活があるからこそ、仕事への活力が得られます。あなたにとっての仕事と暮らしのベストバランスを探してみませんか。

市では毎年、男女共同参画を推進するため「男女共同参画フォーラム」を開催しています。今年の講師は、80代でゲームアプリ「ひな壇」を開発した若宮正子さんです。2月17日(日)、さいたま文学館に、ぜひお越しください。

詳しくはP.18



市民インタビュー 「仕事も暮らしも生き生き」



「私は、今が一番幸せです!」と語る手島文子さん

市内でワーク・ライフ・バランスを充実させている手島農園の手島文子さんにお話を伺いました。

Q 普段はどのように過ごされていますか。

A 夫と息子夫婦と家族4人で専業農家として野菜作りをしています。働きながら主婦として家事をしつつ、地域の方に新舞踊を教えます。

Q お仕事以外もお忙しいようですね。

A はい。老人会活動では、芋煮会やお饅頭作りなどをしています。そのほか、趣味で短歌も楽しんでいます。

Q 仕事と生活のバランスをどのように取っていますか。

A 幾つも予定が重なってしまいうちもがあるので、忙しい時はスケジュール

の優先順位を決めるようにしています。玄関を1歩出たら「妻、母」から「私、個人」にスイッチを切り替えるよう心掛けています。また、自分が留守になる時間を家族に伝え、協力して家事をするようにしています。家族がお互いに思い合ってくれているのがありがたいです。夫は「がんばれや!」息子は「しんどい時は休んでよ。」嫁は「私が外で活動できるのはお母さんのおかげです。」と、いつも言ってくれます。



Q 若い人に伝えたいことは。

A 周りのことを考えながらになりませんが、自分の中で一本筋を通したものをもち、それを見失わないようにすることが大事だと思います。

「男女共同参画推進フォーラム」に参加して

昨年8月、嵐山町にある国立女性教育会館で開催された「男女共同参画推進フォーラム」に参加しました。毎年、このフォーラムでは数多くのワークショップや分科会等が開催され、全国から1,000人を超す参加者が集まります。

今回の特別講演の講師は、NHKフローズンアップ現代で23年間キャスターを務められた国谷裕子さんでした。国谷さんは、女性活躍社会がなかなか実現できない現状を嘆き、自身のキャスター時代でも男性が多い組織の中では、女性目線の提案が通りづらかったと話されました。

印象深かったのは、国連で採択されたSDGs(エスディーズ)の持続可能な開発目標の話です。貧困、教育、ジェンダー平等、地球環境など17の目標があり、一見バラバラに見える目標も底辺では繋がっていて地球の限界を認識し、みんなで解決していかなければならない。そこには女性の力が必要だと、キャスター時代と変わらぬキパキと自信に満ちた話しぶりで、わたしたちも何かやればできるかもしれないと勇気づけられました。(編集委員N)

市では、国や県などが主催の男女共同参画に関する研修等に参加する際の費用の一部を助成しています。

男女共同参画コーナー



市役所2階の男女共同参画コーナーアソシエでは、パネル展示や男女共同参画に関する図書などの貸出を行っています。ぜひご利用ください。



編集後記

このコーナーは、男女共同参画情報「かがやき」編集委員の協力で作成されています。

- みる事、聞く事、知らない事ばかりで勉強になりました。(F.H)
- 聞き慣れない言葉に戸惑いながらも頑張りました。(M.O)
- ワーク・ライフ・バランスの支点はどこにあるのか考えました。(Y.N)
- 今までの経験を生かして、紙面作りを楽しみました。(N.N)
- 紙面で想いを人に伝えることの難しさと楽しさを味わいました。(Y.M)

詳しくはP.18

☎788-4907

申告は
3月15日(金)まで

市県民税の申告のご案内

2月20日(水)から市県民税の申告の受付を行います。市県民税の申告内容は、課税(非課税)証明書や国民健康保険税などの基礎資料になります。昨年度、市県民税の申告をした人には1月下旬に市県民税の申告書を送付しています。確定申告(還付申告)の日程および必要書類の詳細は広報1月号をご覧ください。詳しくは口税務課 ☎788-4915

●申告が必要な人

平成31年1月1日現在、市内に住所がある人。(※平成30年中の収入がなかった人も申告をする必要があります)ただし、次の①～③に該当する人は、申告の必要がありません。

- ① 所得税の確定申告(還付申告を含む)をする人
- ② 勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人、または、収入が公的年金のみで、各種控除の追加がない人
- ③ 昨年の収入がなく、市内に住む家族・親族の扶養になっっている人

(注意1) 年金収入が400万円以下で、かつ他の所得が20万円以下の人は、確定申告は不要ですが、各種控除(社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除など)の追加がある人は、市県民税の申告が必要です。(注意2) 給与もしくは年金を受けている人で他の所得が20万円以下の人は確定申告不要ですが、市県民税の申告は必要です。経費がある人は合わせて申告してください。

●申告に必要なもの

- ・市・県民税申告書(申告会場にもあります)
- ・印鑑(認印可)
- ・平成30年1月1日～12月31日の期間の収入金額や経費がわかるもの(源泉徴収票、給与明細、収支内訳書など)
- ・各種控除を証明できるもの(平成30年中に支払った領収書や証明書など)
- (例) 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料など。障害者控除を申告する人は障害者手帳や認定書など。医療費控除もしくはセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を申請する人は「医療費控除の明細書」。(※医療費の領収書が提出不要となり、代わりに明細書の添付が必要となります)
- ・個人番号確認書類および身元確認書類(控除対象配偶者および扶養親族の人の個人番号も記載が必要となります)ので、それぞれの人の個人番号確認書類をお持ちください。

「申告書は郵送での提出がおすすめ」
申告会場は大変混み合います。申告書を記入した人は郵送での提出をおすすめします。記入漏れがないことを確認し、押印のうえ、各種控除を証明できるもの(写し可)を同封して郵送してください。扶養家族の記入漏れや各種控除を証明できないものがない場合、所得、控除を修正させていただく場合があります。

「市県民税申告会場」での申告受付

申告は、なるべく指定された受付日にお越しください。申告会場に来られない場合は、3月6日(水)～15日(金)(土・日を除く)の間、市役所税務課で受け付けます。

受付日	対象地区	受付会場	
2月	20日(水)	東公民館 (末広2丁目8番29号)	
	21日(木)		東、西、南、北
	22日(金)		坂田、坂田東
	25日(月)		末広、若宮、寿
	28日(木)		神明、小針領家、倉田、朝日、加納、篠津、五丁台、舎人新田、赤堀
3月	1日(金)	市役所分庁舎 (上日出谷936番地の1)	
	4日(月)		上日出谷
	5日(火)		下日出谷、下日出谷西、川田谷

受付時間▶午前9時～11時、午後1時～3時30分
 ※上記期間中、市役所税務課では市民税申告書の作成を受け付けません。
 ※申告会場には上記受付日以外、税務課職員がいないため受け付けできません。
 ※毎年、申告初日と午前中は会場が大変混み合います。
 ※駐車場は限りがあります。公共交通機関をご利用してください。

また、資料は返却しませんのでご注意ください。※電話で記入内容について確認する場合があります。電話番号を必ず記入してください。

送付先
〒363-8501 住所記入不要
桶川市役所 税務課市民税係

坂田西地区町名地番変更のお知らせ

2月9日(土)から

新しい町名「坂田西一丁目～三丁目」が誕生

2月9日(土)から「大字坂田字南・宮前・堀ノ内・細谷」の一部が、「坂田西一丁目・二丁目・三丁目」となります。

- 住所が変更となる人には、個別にお知らせしています。
- 住所変更手続きなどの詳細についても、個別にお知らせしています。(地区内にお住まいの人、町名地番変更に関係ある人など)
- 法人の「所在地変更証明書」は、2月12日(火)から区画整理課で発行します。発行手数料は無料です。



今回の町名地番変更による「住所変更証明書」は、2月12日(火)から、市役所市民課で発行します。なお、2020年3月31日まで、発行手数料が**無料**です。それ以降は、有料(1通につき150円)になりますのでご注意ください。詳しくは口市民課 ☎788-4922

変更前
〒363-0008 桶川市 大字坂田〇〇番地の〇

↓

変更後
〒363-0018 (※新郵便番号)
桶川市 坂田西一丁目〇〇番地の〇
桶川市 坂田西二丁目〇〇番地の〇
桶川市 坂田西三丁目〇〇番地の〇

詳しくは口区画整理課(東部区画整理推進事務所) ☎727-1095

特定上場株式等に係る配当所得等の課税方式について

所得税および復興所得税の確定申告において、総合課税または申告分離課税を選択した特定上場株式等に係る配当所得および譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得について、納税通知書が送達される日までに確定申告とは別に「市・県民税申告書」を提出いただくことにより、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択できます(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)。

<注意事項>

- ◆市・県民税において申告不要制度を選択した特定上場株式等に係る配当所得および、譲渡所得については、配当割額控除および株式譲渡所得割の適用は受けることはできません。
- ◆源泉徴収されない特定口座(簡易申告口座)および、一般口座での取り引きに係る所得については、申告不要を選択することはできません。

【提出方法】

平成31年度市・県民税申告書の裏面「15 特定上場株式等に係る配当所得及び上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得について」欄の該当する箇所にチェックを入れ、市税務課市民税係宛に提出もしくは郵送をお願いします(上場株式等に係る配当所得と上場株式等の譲渡所得をどちらも申告不要とする場合は両方にチェックが入ります)。

チェックがない所得については、所得税の確定申告により申告した内容にて市・県民税が課税になります。

※平成31年度市・県民税申告書様式は、市ホームページでダウンロードできます。

詳しくは口税務課 ☎788-4915

